

第2次篠栗町地球温暖化対策実行計画

【区域施策編】

—概要版—



2025年(令和7年)2月

福岡県篠栗町

－目次－

第1章 計画策定の背景と基本的事項

- 1.計画策定の背景
- 2.計画の基本的事項

第2章 篠栗町の自然的・社会的条件

- 1.位置と地勢
- 2.土地利用
- 3.交通
- 4.人口
- 5.気候
- 6.産業
- 7.エネルギー
- 8.廃棄物

第3章 温室効果ガス排出量の現況推計

- 1.温室効果ガス(二酸化炭素)排出量の現況
- 2.温室効果ガス排出量の増減要因

第4章 温室効果ガス排出量の削減目標と将来推計

- 1.温室効果ガス排出量の削減目標
- 2.二酸化炭素排出量の将来推計

第5章 地球温暖化対策・施策

- 1.施策の体系
- 2.地球温暖化対策「緩和策」の推進
- 3.地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の推進
- 4.地球温暖化対策「適応策」の推進

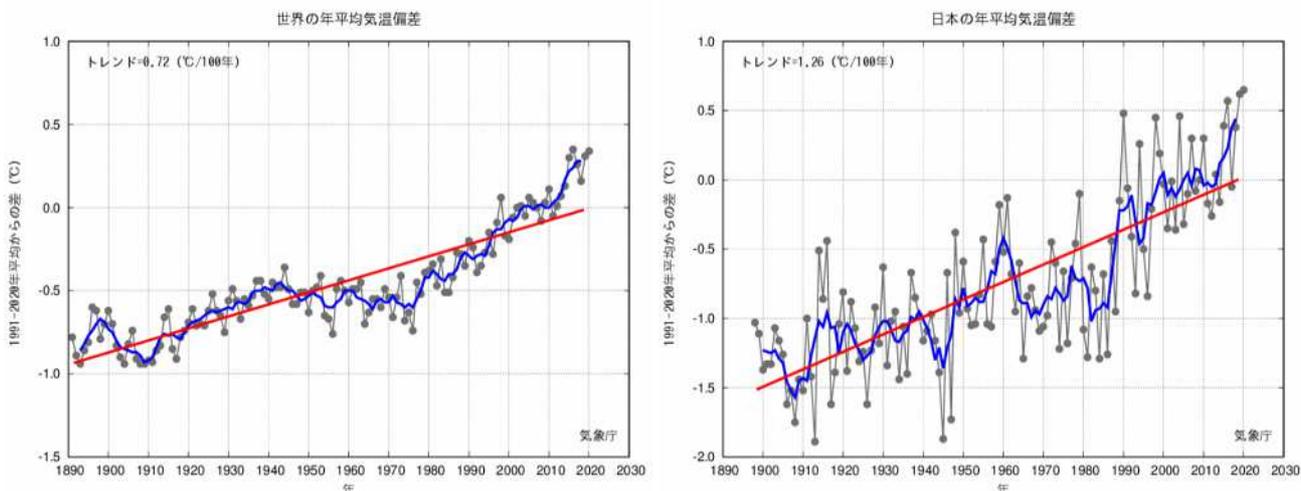
第6章 計画の推進管理

- 1.計画の推進体制
- 2.計画の進行管理

※ 概要版では、章毎に分けて内容を記載しています。そのため、詳しい内容に関しては、第2次篠栗町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)をぜひご覧ください。

第1章 計画策定の背景と基本的事項

現在の地球温暖化は、人間の影響によるものであると報告されています。さらには、「1.5°C特別報告書」というもので、現状の進行ペースを維持すると2030年～2050年には、1.5°Cの上昇に至ると示されています。1.5°Cの気温上昇だけでも、高温や干ばつといった極端な現象が増えるという指摘されています。



細線(黒)：各年の平均気温の基準値からの偏差 太線(青)：偏差の5年移動平均値
直線(赤)：長期変化傾向。基準値は1991～2020年の30年平均値

出典：気象庁ホームページ

こういった地球温暖化の進行を抑えるために、国際的な枠組みであるパリ協定(国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21))が誕生し、産業革命前と比較して地球の平均気温を2°C未満に、さらに可能ならば1.5°C以下に抑えることが世界の共通目標とされました。

篠栗町では、「まちづくり未来チャート」(第7次篠栗町総合計画 2023～2027)において、基本目標の中に「自然と共生し、持続可能性を創出するまちに」を掲げ、3つの重点対策「自然保全・自然とのふれあいの推進」「循環型社会の構築」「カーボンニュートラルの推進」を設定しています。2021年9月には、「ゼロカーボンシティささぐり」宣言を行い、翌年以降には再生可能エネルギーに係るゾーニング事業や脱炭素ロードマップを策定しました。

「ゼロカーボンシティ ささぐり」宣言

近年の地球温暖化による気候変動は、猛暑や集中豪雨等を招き、私たちの生活に深刻な問題を招いています。

2015年に合意されたパリ協定では「産業革命以前と比較して世界の平均気温上昇幅を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有されました。その後2018年に公表されたIPCC(国連の気候変動に関する政府間パネル)の特別報告書では「気温上昇幅を2度より低い1.5度に抑えるためには、2050年までに、二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

篠栗町では、今日まで自然と育み、自然を愛し、そして自然と共生してきました。将来において私たちが自然を守るため、そして豊かな生活を送るため、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティささぐり」を宣言し、町民や事業所と共に実行することを宣言します。

令和3年9月8日
いつまでも住みたい いつでも訪ねたいまち

篠栗町長 三浦 正

篠栗町に再生可能エネルギーのゾーニングマップができました

太陽光発電

区分	説明・条件
強化エリア	環境負荷・社会からの制約が少なく、発電ポテンシャルが高いことから、重点的として導入を進めていくエリア
積極エリア	再生可能エネルギーの導入に積極的に対応する必要があるエリア
保全エリア	災害等による立地規制や環境保全を優先する区域

再生可能エネルギーゾーニングマップとは?

再生可能エネルギーの導入と環境保全の両立を図るため、取組の重点を明確にする。【再生可能エネルギー導入】「入れない場所」をマップ化して公表することです。

このマップは、再生可能エネルギーの導入と環境保全の両立を図るため、取組の重点を明確にする。【再生可能エネルギー導入】「入れない場所」をマップ化して公表することです。

再生可能エネルギーの導入と環境保全の両立を図るため、取組の重点を明確にする。【再生可能エネルギー導入】「入れない場所」をマップ化して公表することです。

篠栗町では、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにするために、2017年(平成29)に策定した篠栗町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を第2次計画へと改訂し、二酸化炭素排出量の削減を重要な目標に掲げました。また、今回の計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律(通称:温対法)第21条第4項に基づくものであり、さらには気候変動適応法第12条に基づく「気候変動適応計画」も包含しています。

また、温室効果ガス排出量を削減する「緩和策」と、気候変化に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより気候変動の悪影響を軽減する「適応策」に関しても、行政・町民・事業者の各主体が担う取り組みを明確にしました。

緩和とは?

原因を少なく

2つの

気候変動対策

適応とは?

影響に備える

緩和策の例



節電・省エネ
エコカーの普及
再生可能エネルギーの活用
森林を増やす
温室効果ガスを減らす

適応策の例



熱中症予防
災害に備える
水利用の工夫
感染症予防のため虫刺されに注意
高温でも育つ農作物の品種開発や栽培

気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること(緩和)が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと(適応)が重要です。

出典：気候変動適応情報プラットフォーム

今回の実行計画は2013(平成25)年度を基準年度とし、計画期間を2024(令和6)年度から2030(令和12)年度までの7年間とします。ただし、地球温暖化に係わる国の政策や目標、社会経済状況の変化、上位計画である第7次篠栗町総合計画等の改定に合わせて、適宜、見直しを行うものとします。

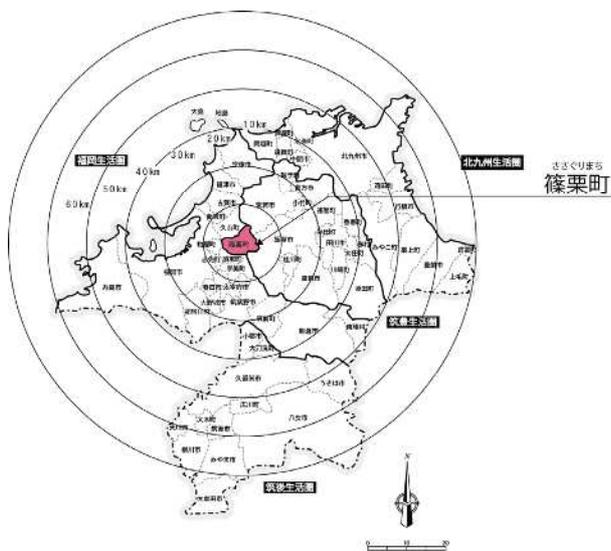
2013	2020	2024	2030	2040	2050	
基準年度	現状年度 ※1	策定年度	中期削減目標年度	中長期削減目標年度	長期削減目標年度	
		<div style="border: 2px solid orange; padding: 5px; display: inline-block;">国の計画期間</div>		<div style="border: 2px solid green; padding: 5px; display: inline-block;">福岡県の計画期間</div>		
		<div style="border: 4px solid red; padding: 10px; display: inline-block; font-size: 1.5em; font-weight: bold;">本計画の計画期間</div>			<div style="border: 2px solid brown; padding: 5px; display: inline-block;">第3、4次計画期間</div>	
		<div style="border: 2px solid brown; padding: 5px; display: inline-block;">中長期期間</div>			<div style="border: 2px solid yellow; padding: 5px; display: inline-block;">長期期間</div>	

ゼロカーボン達成

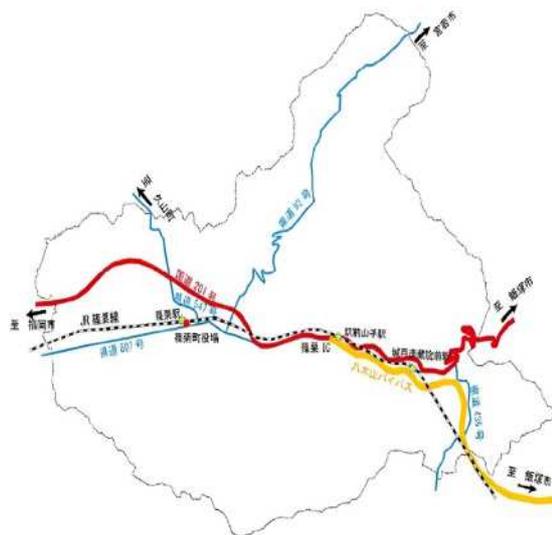
※1 現状年度は、排出量を推計可能な直近の年度を指します。

第2章 篠栗町の自然的・社会的条件

篠栗町は、福岡都市圏の東端部に位置し、国道201号やJR篠栗線などの交通利便性の高さを背景に都市圏の住宅都市として発展を続けてきました。東西約8km、南北約7kmで、総面積は38.93km²です。総面積の7割を山林が占める緑豊かな町で、中央には多々良川が東西に流れ、その周囲に平地が開けています。



■福岡県における篠栗町の位置



出典：篠栗町都市計画基礎調査

■道路交通状況図

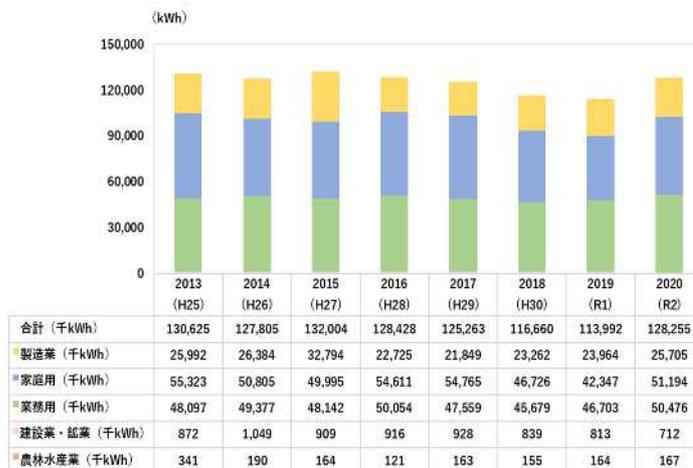
町の気候において、平均気温は短期的な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的にみると100年あたり約4.8℃の割合で上昇しています。また、真夏日(日最高気温が30℃以上)の年間日数については100年あたり約58.3日の割合、猛暑日(日最高気温が35℃以上)の年間日数については100年あたり約23.2日の割合で上昇しています。

町の産業において、第一次産業が約0.2%、第二次産業が約13%、第三次産業が約87%と第三次産業の割合が高くなっています。

町の電気需要量について、2013(平成25)年度から2020(令和2)年度にかけては微減しており、2020(令和2)年度の構成比は家庭用と業務用が最も多く約40%を占め、製造業が20%となっています。



■産業構造(従業者数)



■電気需要量の推移

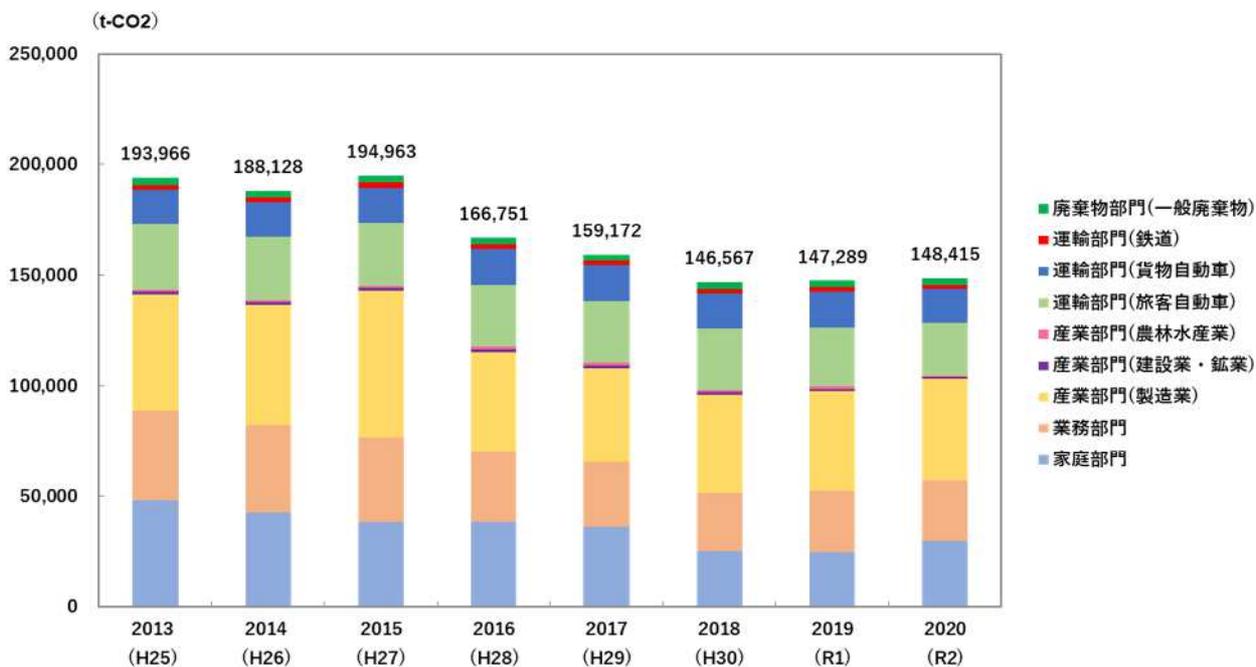
第3章 温室効果ガスの排出量の現況推計

二酸化炭素(CO2)排出量は、環境省の「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)(令和5年3月)環境省大臣官房地域政策課」に準じて、最新の統計資料をもとに推計しました。

●二酸化炭素の排出部門の定義

- ・ 家庭・業務部門：家庭及び業務(商業、サービス業、公務などの第三次産業)におけるエネルギー消費(自動車利用に関するものを除く)を対象とする部門です。
- ・ 産業部門：第一次産業(農林水産業)及び第二次産業(鉱業、建設業、製造業)の産業活動によるエネルギー消費(自動車利用に関するものを除く)を対象とする部門です。
- ・ 運輸部門：人や物の輸送に伴うエネルギー消費を対象とする部門です。
- ・ 廃棄物部門：廃棄物の焼却に伴い排出される二酸化炭素を対象とする部門です。廃棄物には一般廃棄物と産業廃棄物がありますが、この計画では一般廃棄物のうち、燃料化した RDF の燃焼を対象とします。

その結果、二酸化炭素排出量は、2013(平成25)年度以降減少傾向にあり、2020(令和2)年度で148,415t-CO₂となっており、2013(平成25)年度と比較して約24%減少しています。



■二酸化炭素排出量の推移

家庭及び業務部門において二酸化炭素排出量が減少している要因として、電力の排出係数が約40%低下していることや省エネ機器、省エネ行動の普及が考えられます。製造業部門においては、製造品出荷額が大幅に増加しているのに比べて、二酸化炭素排出量は微増に留まっています。要因として、電力の排出係数が約40%低下していることや省エネ機器、省エネ行動の普及が考えられます。その他の部門においても電力の排出係数の低下や技術革新(車両でいう燃費向上(ハイブリット車、軽自動車の普及))等により減少傾向もしくは横ばいの状況が続いています。

第4章 温室効果ガス排出量の削減目標と将来推計

今回の実行計画は、国の地球温暖化対策計画や本町の取り組み状況を踏まえ、二酸化炭素排出量の削減目標を以下のとおりとし、ゼロカーボンシティへのビジョンを定めました。

<中期削減目標>

2030(令和12)年度には2013(平成25)年度比で46%を削減します。

<長期削減目標>

2050(令和32)年度までにゼロカーボンを目指します。

将来推計を行うに当たって、排出量に大きく影響を及ぼす可能性のある要素をもとに、二酸化炭素排出量の推計シナリオを3つのケースに設定しました。

パターン	考慮要素
ケースA：現状趨勢(BAU)	追加的な脱炭素化対策を行わず、現状のまま推移した場合に、本町に関連する活動量(人口や産業活動等)の変化を勘案した推計です。
ケースB：社会変容+技術革新	再生可能エネルギー普及や家電等の省エネ技術の導入、および電力排出係数の低減を踏まえた推計です。
ケースC：ケースB+再生可能エネルギー導入+独自対策	ケースBに加えて、再生可能エネルギーの導入と本町の独自の対策を積み上げた推計です。 なお、2050(令和32)年度における排出量実質ゼロの達成を想定し、森林吸収とCCS(二酸化炭素回収・貯留技術)等の革新的技術の導入を踏まえた推計も実施しました。

■2030年の再生可能エネルギー導入目標

発電種別	発電容量(kW)	年間発電量(kWh)	年間排出削減量(t-CO ₂)
《太陽光》公共施設	1,630	1,956,000	761
《太陽光》産業用施設	7,320	8,784,000	3,417
《太陽光》業務用施設	1,690	2,028,000	789
《太陽光》一般住宅	8,441	10,129,200	3,940
鳴淵ダム小水力発電	25	186,000	72
木質バイオマス発電	2,000	16,000,000	6,224
合計	21,106	39,083,200	15,203

■2050年の再生可能エネルギー導入目標

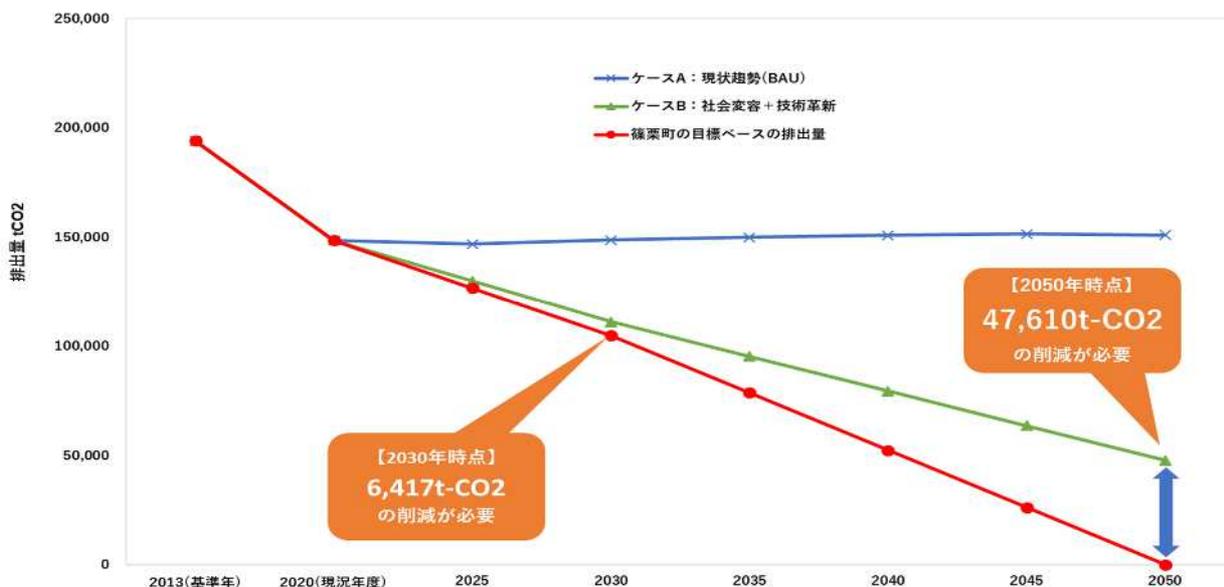
発電種別	発電容量(kW)	年間発電量(kWh)	年間排出削減量(t-CO ₂)
《太陽光》一般住宅	28,136	33,763,200	12,121
合計	40,801	62,717,200	23,384

※2050年に関しては、《太陽光》一般住宅以外の種別については変更なし。

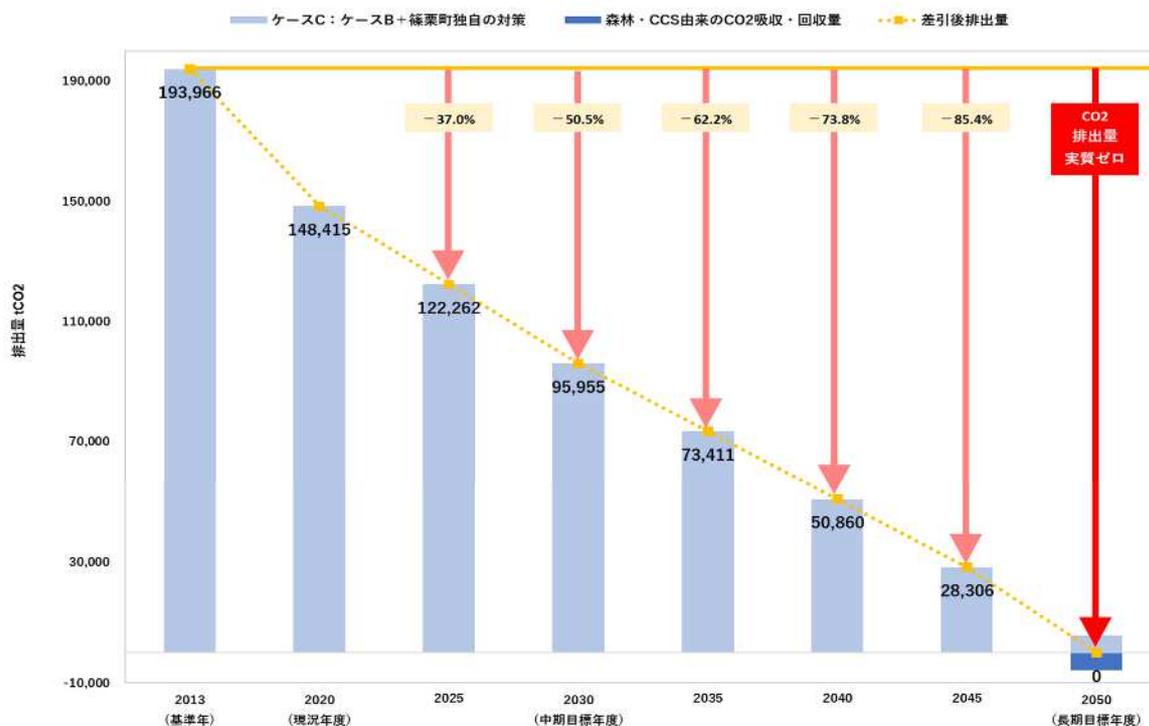
■独自施策

対象エリア	コンセプト		プロジェクト案
篠栗駅前 ～篠栗北地区 産業団地 ～篠栗九大の森 ～福岡東鉄工団地	生活の脱炭素	住まいの脱炭素	新規開発エリアのZEH(ゼロエネルギーハウス)化、地域省エネマネジメント導入
		ライフスタイルの脱炭素	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ活動に応じたポイントを地域通貨等に交換し、地域経済を好循環にする仕組み作り ・本町の森林資源を活用したテレワーク拠点整備
		町内交通の脱炭素	<ul style="list-style-type: none"> ・既存住宅、改築住宅及び新築住宅の再生可能エネルギー導入に対する補助事業を検討し実施、同時に町内経済活性化も考慮 ・少子高齢化に対応した交通システムの整備 ・EVバス導入(福祉バス、産業団地行き通勤バス) ・公用車のEV化(休日はシェアリング)
	教育の脱炭素	脱炭素教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学術機関等との連携による、本町の森林資源の脱炭素啓発拠点化 ・小学校高学年からカーボンニュートラルの基礎知識や町の脱炭素政策について出前講座等の実施
		教育施設の脱炭素	本町教育施設のZEB(ゼロエネルギービル)化、太陽光発電導入
	産業の脱炭素	産業団地・鉄工団地	工場屋根等での再生可能エネルギー発電の推進
		物流施設	<ul style="list-style-type: none"> ・配送車両のEV化及び災害時の電源基地化 ・国道201号沿線の物流施設の脱炭素化
	寺院エリア	観光の脱炭素	寺院エリア
山林エリア	再生可能エネルギーの拡充	鳴淵ダム周辺	民間活力を利用した再生可能エネルギー事業(太陽光/小水力等)
		公共施設跡地	木質バイオマス発電所設置
全エリア	アピールと啓発		<ul style="list-style-type: none"> ・町ホームページや広報紙、SNS等の活用によるカーボンニュートラルの基礎知識や本町の脱炭素政策を周知 ・エネルギーの流れをモニター表示し誰でも確認できるようにすることや関連イベントを開催するなどのアピールや啓発活動 ・地域住民参加型のシステムを構築

ケース A の結果、基準年度よりは減少しますが、2020(令和 2)年度比では微増する予定です。特に産業部門(製造業)や運輸部門(貨物)への脱炭素化の取り組みを重点的にしていくことが重要と推測されます。ケース B の結果、ケース A の約 3.4 倍も減少率が高まるうえに、業務部門の削減率が 94%に達しています。ケース C の結果、二酸化炭素排出量は基準年度と比較して、2030(令和 12)年度は 50.5%減少、2050(令和 32)年度は 97.1%減少となっています。この結果から省エネルギーや電化、エネルギーの脱炭素化などの対策を進めることで、町域の CO2 排出量と森林等による吸収量との間の均衡が達成され、CO2 排出量実質ゼロを達成することが可能です。



■ 目標値とケース B の比較差分



■ 「ゼロカーボンシティささぐり」達成の試算結果

第5章 地球温暖化対策・施策

地球温暖化に対する取り組みとして、「緩和策」と「適応策」を進めていきます

「緩和策」では、再生可能エネルギー利用の促進、住民・事業者の省エネルギーの促進、環境にやさしい交通体系・まちづくりの推進、循環型社会の構築、森林等を活用した総合的な対策の5つの軸により、多様な社会課題の同時解決を図りながら2050（令和32年）年度のゼロカーボンの達成に向けた取り組みを行っていきます。また、SDGsに関連付けながら町民、事業者、行政に分けてそれぞれの期待される役割や取り組みを作成しました。

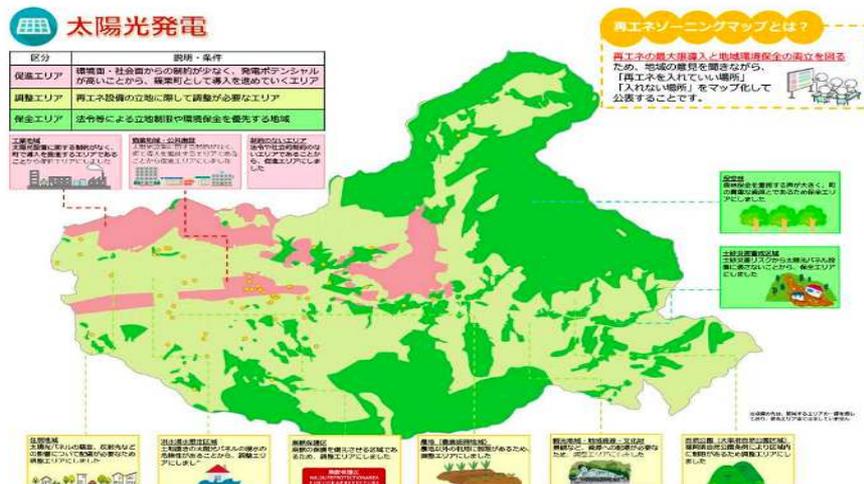
「適応策」では、気温上昇など既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対して、町民の健康で安全な暮らし、安定的な事業活動の環境などを確保することを目的として取り組みを実施します。本町において気候変動による影響が懸念される農林業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動、町民生活分野の7つを軸とした取り組みを進めていきます。



■SDGsの図（包括的な17の目標）

温対法第21条第5項(地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項)により、篠栗町再エネゾーニング報告書及び篠栗町脱炭素ロードマップに基づき、安全面・防災面で支障のない区域を促進区域とする等の地域特性に配慮した地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を設定します。その中で、促進区域は篠栗町再エネゾーニング報告書における促進エリアを基に策定しました。

篠栗町に再生可能エネルギーのゾーニングマップができました



■保全区域：発電設備を作らせない

■促進区域：積極的に設置

■調整区域：状況に応じ設置を判断

※ 詳細な区域は、担当部署にてデータを所有し、随時閲覧可能とします。

■篠栗町再エネゾーニングマップ

第6章 計画の推進管理

計画の推進体制として、協議会、庁内委員会を集めながら、住民や住民団体、事業者等と町が情報交換をし、協働によって取り組みを進めていきます。また、地球温暖化は極めて広範囲かつ将来の世代に及ぶ問題であることから、近隣自治体や県、国の関係機関等と調整や連携を図りながら推進していきます。

計画の進行管理は、Plan（計画の策定）、Do（計画の推進）、Check（点検及び評価）、Action（改善及び見直し）という、PDCA サイクルによる進行管理を行っていきます。



今回の実行計画を町ホームページや広報ささぐりへの掲載、各種イベントを通じた説明等を行うことによって、住民、事業者、町が計画の内容を理解し、取り組みを実践できるように計画内容を周知いたします。また、必要な財源を確保するために、国庫補助事業等の活用や第3者所有モデルを活用し、資金の確保や支出の平準化を図ります。

資料編 用語解説

再生可能エネルギー	「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として持続的に利用することができるものと認められるものとして政令で定めるもの」と定義されており、政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められています。
ゼロカーボンシティ	2050年にCO ₂ を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体。2023年9月29日時点で、国内991(46都道府県、558市、22特別区、317町、48村)の地方自治体が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明しています。